

妊婦健康診査の助成について

妊婦健康診査は、妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康管理のために実施されています。朝霞市では、厚生労働省が標準的な健診回数として定める14回分について、一部公費助成を行っています。妊婦さんとお腹の赤ちゃんの健康管理のために、必ず妊婦健康診査を受けましょう。 ※妊婦健康診査助成券は母子健康手帳交付日(妊娠届出日)以降の健診から利用できます。

助成券を受け取ったら

※表紙と各助成券の太枠内をご記入ください。

妊婦健康診査を受ける

委託医療機関・助産所で受ける方

助成券を委託医療機関・
助産所窓口へ提出してください。
※各助成券には、上限額があります。
上限額を超えた分は、自己負担となります。
※助産所では、5,010円及び5,710円の助成券のみ利用できます。

委託医療機関・助産所以外で受ける方

医療機関等窓口で全額支払います。
※助成券は使用できません。

補助金の申請をします。
※詳細は下記をご覧ください。

★補助金の申請★

<対象者> 妊婦健康診査受診日現在、朝霞市に住民登録があり、委託医療機関以外の医療機関または助産所で妊婦健康診査費用を自費でお支払いした方

<申請窓口> 朝霞市健康づくり課(保健センター内) 月～金 午前8:30～午後5:15まで

<申請期間> 受診日から1年以内

※最終受診日ではなく、各回それぞれの受診日から1年以内です。

1年を過ぎると申請できませんので、ご注意ください。

<申請に必要なもの>

① 朝霞市妊産婦健康診査等補助金交付申請書兼請求書

② 妊婦健康診査助成券(朝霞市発行のもの)

※受診医療機関で検査日・結果・医療機関名等を記載してもらってください

※助成券に記載のない場合は、検査日・検査項目・検査結果等が記載された書類及び超音波エコー写真。

③ 妊婦健康診査費用を証明する領収書・明細書の原本

④ 母子健康手帳

⑤ 振込先口座が確認できるもの(通帳等)

※委任状(妊婦本人以外の口座へ振り込む場合に必要です。その際は印鑑をお持ちください。)

⑥ 本人確認できるもの

※申請書兼請求書、委任状は朝霞市健康づくり課(保健センター内)で配布。

または、市ホームページからもダウンロードできます。

※助成の金額は、委託医療機関で「妊婦健康診査助成券」を利用した場合と同じです。



◎むさしのフロントあさか

◎委託医療機関とは…

埼玉県が契約している、県内と1都5県(茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県)にある病院・助産所です。

※委託医療機関の確認方法⇒ ① 受診する医療機関に問い合わせる ② 朝霞市のホームページを確認する

③ 健康づくり課(保健センター内)に問い合わせる ☎048-465-8611

ご注意ください!

※母子健康手帳交付前の検査(妊娠確定の検査等)は対象外(全額自己負担)となります。

※健康保険が適用されている検査・健診は対象外(全額自己負担)となります。

※転出すると、朝霞市の助成券は使用できません。転出先の市区町村で、朝霞市の助成券と交換してください。

※未使用券の現金との引き替えはできません。